

## 令和7年度高齢者福祉施設等の整備方針

第10次福岡県高齢者保健福祉計画（令和6年3月策定）を推進するため、令和7年度の高齢者福祉施設等の整備については、次のとおり進めるものとする。

- 1 特別養護老人ホーム（整備後の定員が30人以上の施設に限る。）（改築・改修）
  - 入所者等の安全の確保や入所者の居住環境の改善等の観点から、老朽化が著しく、施設の改築又は改修の必要性が認められ、かつ、緊急性の高い特別養護老人ホームを優先的な補助対象とし、整備を進める（例：地震等防災対策上必要な整備、ユニット型に転換するための整備）。
  - 特別養護老人ホームの改築又は改修に伴う、次のような創意工夫による特色ある整備についても、補助の対象とする。
    - ① 地域交流スペース
    - ② 多世代交流スペース
    - ③ その他入所者の処遇向上や地域に密着した独自の事業を実施するためのスペース
- 2 養護老人ホーム（改築・改修）
  - 入所者等の安全の確保や入所者の居住環境の改善等の観点から、老朽化が著しく、施設の改築又は改修の必要性が認められ、かつ、緊急性の高い養護老人ホームを優先的な補助対象とし、整備を進める（例：地震等防災対策上必要な整備、個室に転換するための整備）。
  - 養護老人ホームの改築又は改修に伴う、次のような創意工夫による特色ある整備についても、補助の対象とする。
    - ① 地域交流スペース
    - ② 多世代交流スペース
    - ③ その他入所者の処遇向上や地域に密着した独自の事業を実施するためのスペース